



■平成27年12月4日～12月22日、12月定例月会議が開催されました。
 山本議員の一般質問を通じて、議会活動報告をいたします。
 なお、委員会などのトピックスは、ホームページの「山本せいご議会だより」でご覧になれます。

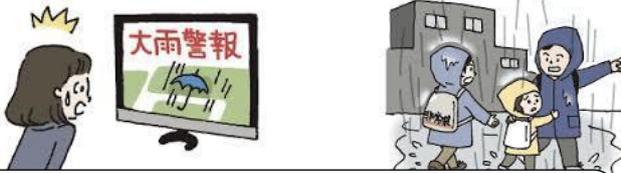
山本せいごの一般質問（12月定例月会議）

豪雨水害に対する防災について

27年9月に関東東北豪雨で常総市内鬼怒川堤防が決壊した。この時の避難指示の遅れに対して国土交通省が、市町村長を対象にトップセミナーの開催をすすめている。
 木津川を有し、過去の何度か堤防決壊の災害を経験している本町の取り組みを問う。

質問1：避難勧告を出すタイミングにどのように取り組み、対応していくのか？

答弁：①木津川は、国土交通省により特別警戒水位が設定されている。
 ②水位観測点の水位をもとに、国の判断警戒情報、高山ダムの放流量、それに降雨予測に基づき避難勧告を発令する。



質問3：木津川のポンプ場の能力増強をどう考え、どう取り組むのか？

答弁：①ポンプ場の排水能力は、下狛ポンプ場毎秒6トン、祝園ポンプ場毎秒4.8トンの能力がある。
 ②下狛ポンプ場はポンプの増設が必要と考えており、関係機関と調整をしていく。



質問5：要支援者に対する情報提供について、自主防災会への提供は？

答弁：①申し出ある自治会に、承諾いただいた要支援名簿を広報している。
 町としては、自治会の中に自主防災会があるとの認識である。

質問2：木津川の町内区域の堤防における弱点とその内容は？

答弁：①本町域の堤防延長約5.7kmの内、5.4kmにおいて浸透対策が必要な区間となっている。
 ②国交省の河川整備計画に基づき、遮水シートやドレンの設置を実施、平成26年度までに約4割が完了している。

質問4：避難を指示する内容と伝達ルート及びその周知方法はどのようにするのか？

答弁：①防災計画に基づき、次の内容で避難指示する。
 ・緊急放送や避難指示発令などの放送
 ・氾濫危険水位到達などの河川の水位状況、避難指示発令の時刻や避難対象地域
 ・行動上の注意事項や道路状況など
 ②伝達手段は次のように想定している。
 ・広報車による広報
 ・NHK・民放のテロップ放送
 ・KCN京都のL字放送や緊急速報メール
 ・町のホームページへの掲載
 ・自治会や自主防災組織などへの電話連絡

質問6：自治会、防災会の横の連携での防災対策や避難訓練をどう考えているか？

答弁：①現在は、各自治会、防災会と情報の共有や連携はない。
 ②自主防災会長の会議で、水害に対し学校区単位で特性に応じた各地区の避難、状況について研究会を行っている。



- 災害については、地域特性により自治会、自主防災会の横の連携での防災対策や避難訓練を進めていただきたい。
- 災害に対し、降雨量による被災状況のリスクや国交省による木津川の決壊や洪水などのシュミレーションなど、今後住民へ周知していただきたい。
- 要支援者名簿については、自治会と別に自主防災会が独自に、一歩進んでやっているところもあるので対応を要望する。

議会だより (つづき 1)

業務委託契約の内容について

25年3月議会で業務委託契約についての質問に対し、「労働者派遣法に抵触する部分があったがその行為は許容される」との答弁であった。後日、京都労働局に問い合わせたところ「労働者派遣法に抵触する。調査をする。」との回答があった。その後の町の処理について伺う。

質問1: 京都労働局に指摘された事項とそれに対する指導内容は?

質問2: 指導に対する改善とその処置は?

答弁: 指導は3点あり、改善をし京都労働局に報告した。

- ①職員が受託者の技術員に指揮命令を行う旨規定されており、受託者が自ら行うことに疑義が生じる。
- ②受託者が自ら選任すべき現場技術員の人数が指定されている。
また、現場技術日誌も受託者の労働者の業務内容を確認するものとなっている。
- ③上下水道部の業務委託契約についてすべて点検を行うこと。

〔*受託者がすべき業務範囲を、委託契約の仕様書の中で規定している点を指導され改善した。〕

質問3: 法令違反に対する責任の所在とその処置は?

答弁: ①派遣労働者の保護に関する法律により、指導を受けたもので、同法律に違反したのではない。
②したがって法令違反に対する責任、処置の措置はとっていない。



質問4: コンプライアンス(法令遵守)についての対策とその処置は?

答弁: ①京都労働局からの指導に対し、全職員を対象とした「労働者派遣法・請負を適正に行うために」と題し研修を行った。



- 労働者派遣法に抵触するから指導を受けたのではないか。規定文書の問題としたら、これに基づいて業務がされていなかったのか? 関連法規を十分認識し、他の業務にも水平展開して遵法精神を醸成することが必要である。

空き家対策について

26年度決算付属資料に「空地の管理の適正化に関する条例に基づき、空地の所有者に対して指導した」とある。具体的な実態を問う。

質問1: 空き家等の実態の把握の進捗状況は?

答弁: ①平成27年度は、近隣自治体の情報収集と並行し、特定空き家の判断基準や協議会の体制など基本的事項の整備を行っている。

- ②現時点は、住民の方の相談による空き家のデータベース化のみで実態把握まで至っていない。



質問2: 苦情件数と処理された件数及びその内容は?

答弁: ①苦情・相談は平成26年度は10件、27年度は13件、合計23件になる。
②所有者に指導を実施した案件は21件、現在処理中が2件ある。
③内容は、樹木の枝や雑草の放置に関するものです。

質問3: 空き家利用の方法などの検討は?

答弁: ①行政が主導して空き家所有者と利用希望者のマッチングを行う考えはない。
②実態調査を実施した結果、研究していきたい。

質問4: 住民の窓口と庁内の連携および住民への告知は?

答弁: ①窓口は、消防本部。連絡いただいた後、関係部署と調整をして対応する。



- 空き家苦情処理の時間を要する案件については、苦情者や自治会などに途中経過の報告を適切に行っていただきたい。
- 行政110番に連絡される方もいると思うので、消防との連携をとり処理を願いたい。

山本せいご後援会事務所

精華町大字南稲八妻小字門口71

TEL/FAX

0774-94-3301

Eメール

seigo722@balloon.ne.jp

ホームページ

<http://www.balloon.ne.jp/seigo722/>